

令和 7 年度 6 月定例会
一般質問
答弁付き 「21問」

除雪対策について	7問
地域医療の確保について	6問
教育の諸課題について	2問
農業政策について	6問

令和 7 年 6 月 20 日

新潟県議会議員 小山大志

除雪対策について

初めに除雪対策について伺います。

令和7年2月4日以降、日本海側を中心に強い寒気が連続して入り、新潟県の中越・上越地方を中心に記録的な豪雪に見舞われ、一部地域では2月における短時間降雪量の観測を始めてから、過去最高を記録した地点もありました。この異常事態を受け、新潟県では段階的に災害救助法および新潟県災害救助条例の適用をしました。豪雪災害時の屋根雪や住居周りの除雪は「障害物の除去」として救助の対象になりますが、応急救助の期間が一般基準として災害発生の日から10日以内と定められていることから、基準の緩和及び適用期間の改定を求める声が基礎自治体からありました。令和6年度のような短期間でのドカ雪や事業者の人手不足といった実情を踏まえると、そもそも10日間という災害救助法による救助の基準期間内での除雪作業完了が困難であることから、今回は2度の延長をされました。延長ではなく、豪雪災害における災害救助法の適用については、降雪状況に見合った救助期間の設定ができるよう、国に対して基準期間の見直しを求めるべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。令和6年度に限らず、北海道や富山県でも数日間で1メートル以上の積雪が観測される事例が増えており、全国的に「短期集中豪雪」への対応が課題となっておりますので、全国知事会とも連携をしていただけたと幸いです。

知事答弁

まず初めに、豪雪災害時の救助期間に関する国の基準についてありますが、豪雪災害時の屋根雪や住居周りの除雪は、土砂災害時の土砂などと同様に「障害物の除去」として救助の対象となっており、迅速かつ応急的に対処する趣旨から、災害救助法適用期間は、一般基準として、発生から10日以内に完了するよう期間を設定することとされております。

しかしながら、災害の規模や救助作業の進捗等により、その期間では適切な救助の実施が困難な場合には、国との協議により特別基準として10日を超える期間を設定することができ、今冬の豪雪災害においては、最終的に1カ月程度としたところです。

現行制度の基準においても、災害や救助の実態に応じた対応が可能ではありますが、議員ご指摘のとおり、現場の実情により、災害救助法の適用当初から10日以上の救助期間が必要な場合も想定されるところから、適切な救助の実施に向けて、改めて関係市町村から意見をお聞きし、国へ実情を伝えてまいります。

次に、新潟県において、降雪が予想される場合、除雪待機場所から除雪エリアの積雪状況が把握できる地点まで連絡車で移動して積雪を確認している現状ですが、県では、ICTを活用したカメラ付き積雪センサーを設置し、気温や降雪量の状況をデスクで確認でき、メール等の通知も出来る仕組みを構築したとのことです。遠隔で積雪状況を把握することで除雪パトロール業務の省力化を図り、除雪業者からも好評を得ていると聞いていますが、今後、更なる拡充を図るとともに、その情報提供の対象を市町村道の除雪業者にも広げ、県内全体で除雪業者が情報を共有できる仕組みにすべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

知事答弁

次に、カメラ付き積雪センサーの更なる拡充と市町村道の除雪業者との情報共有についてであります
が、カメラ付き積雪センサーは、除雪業者がリアルタイムで積雪と現地の状況を把握できることから、
効率的な道路除雪や除雪業者の負担軽減につながるものと認識しております。

そのため、県では、パトロールの距離が長く、多くの時間を要している路線を対象に、カメラ付き積
雪センサーを設置しており、今年度、更に拡充することとしております。

また、市町村道の除雪業者と情報共有することは、県内における効率的・効果的な除雪体制の確保に有
効であることから、情報共有の仕組みについて、市町村の意見を踏まえ検討してまいります。

次に、今冬のような大雪時の除雪作業では、道路除雪を本業としない建築業、板金業、仮設業者などが
除排雪作業を行っており、業界のマンパワー不足が顕著となっています。県管理道路、市町村管理道路
を問わず、除雪業者の広域的な連携や異常降雪時においても必要な除雪機械が確保される体制の確立が
必要と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

知事答弁

次に、異常降雪時における除雪業者などの広域的な連携や除雪機械の確保についてであります
が、異常降雪時においても道路交通を確保するためには、除雪の相互応援など、道路管理者間の連携が重要で
あると認識しております。

過去にも県の除雪業者が市道の応援除雪を行うなど、市町村との広域的な連携を実施しており、また、
除雪が間に合わない場合などに備え、予備車を配備しているところです。

県といたしましては、異常降雪時に備え、引き続き、除雪業者の広域的な連携や予備車も含めた除雪
機械の確保など、除雪体制の確立に取り組んでまいります。

次に、豪雪地帯の市町村では、燃料費や人件費の高騰による道路除排雪経費の増など積雪寒冷地特有の行政需要により、非積雪地域と比べて財政的な負担が大きくなっています。こうした地域の実情を踏まえ、積雪地域の負担軽減に向け、国に対し財政支援の拡充を求めていく必要があると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

知事答弁

次に、積雪地域の市町村における負担軽減に向けた国への働きかけについてであります。本年5月の国に対する本県及び全国積雪寒冷地帯振興協議会の要望において、積雪地域の実情を訴える中で、近年の入件費等の高騰などを考慮した道路除雪費の必要額の確保や、除雪関連作業に対する地方負担の軽減、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の予算額の拡充等について、要望を行ったところです。

今後とも積雪地域の負担軽減につながる財政支援の拡充について、様々な機会をとらえて国へ働きかけてまいります。

次に、先月の5月14日に新潟県議会建設公安委員会の県内視察において、十日町市に伺いました。十日町市においては、平成25年度より既存の除雪待機料制度を改正し、平年の約7割に相当する額を基本料金としてシーズン前に支払い、返還は不要で実績に応じた精算はしないこととし、また基本料金を超過した場合、その後の除雪単価は90%とする除雪基本料金支払制度を設けています。その十日町市の「除雪基本料前払い制度」は、令和6年度の豪雪においては、行政の除排雪経費の削減も図られるとともに、令和4年度、令和5年度と小雪が続いた中でも除雪業者の経営安定と行政の除排雪経費の削減に寄与しているとのことです。県では昨年度、基本待機料制度の見直しを行いましたが、想定できない降雪を考え、最低保証や給与保障の新設など、思い切った施策を進めるべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

知事答弁

次に、道路除雪における最低保障などの支払制度についてであります。本県において、安定的で持続可能な除雪体制を維持し、安全で安心な冬期交通を確保するためには、除雪業者の経営の安定化に資する支払制度の構築が極めて重要であると認識しております。

このため、県では昨年度、基本待機料制度について、オペレータの入件費に加え、雇用保険など会社経営上に要する費用を計上する見直しを実施したところです。

県といたしましては、まずは今回実施した基本待機料制度の見直しについて、除雪業者との意見交換などにより、その効果を検証するとともに、持続可能な除雪体制の確保のため、引き続き支払制度のあり方について検討してまいります。

次に、令和6年度は豪雪の影響により4月以降も県管理道路に多くの残雪があり、冬期通行止めの解除や田植え準備、観光シーズンに向け除排雪が必要な状況であったにもかかわらず、予算不足を理由に除排雪が遅れたことに対し、道路除雪の排雪を耕作用地に受け入れる稻作農家や観光業に携わる住民からは不満の声が上がりました。なぜ除排雪が遅れたのかをお伺いするとともに、今後同様の事態にどう対応するのか、所見をお伺いいたします。

土木部長答弁

4月以降に実施する道路の除排雪についてであります、4月以降の除雪については、年度当初に残雪量に応じて各地域に予算を配分し、実施しているところであります、今冬は、2月に大雪に見舞われたことから、全県的に残雪量が多く、配分を超える費用を要しました。

このため、予算の再配分が必要となりましたが、必要額の把握及び配分の調整に時間を要したことから、除排雪作業に遅れが生じました。

今後は、適切な時期に必要額を把握し、配分の調整を速やかに行うことにより、円滑な除排雪作業を行ってまいります。

次に、新潟県内においては、災害救助法も適用された令和6年度は冬期における積雪または路面凍結により、滑走・スタックが多く発生しました。新潟県道路交通法施行細則により滑り止め装置の装着が義務付けられておりますが、その遵守が十分とは言えない状況が見受けられます。令和3年から5年までの違反検挙件数は非常に少ない一方で、令和6年度においては、普通タイヤを装着した車両が第一当事者となる交通事故が多々発生しており、また除雪現場では業者がスタック車両の救助にあたる例が多く報告されております。これは除雪本来の業務に加えた大きな負担となっており、冬期道路管理体制の円滑な運営を阻害する一因となっています。また、救出における依頼においても、費用等の報酬は無く、時にはお礼の言葉もなく立ち去ってしまうこともあるそうです。このような実態を踏まえ、伺います。冬期の積雪や凍結路面により、車両のスタックが予見される状況下にもかかわらず、冬季用タイヤやチーン等の必要な滑り止め措置を講じないまま通行し、交通事故や大規模渋滞など道路交通を阻害した事案が発生している。そのような事案を発生させないよう違反者に対する取締りの強化やドライバーに対する滑り止め措置の呼びかけなど抑止対策を徹底すべきと考えますが、警察本部長の所見をお伺いいたします。

警察本部長答弁

冬期における交通事故や大規模渋滞の抑止対策についてであります、これまで県警察では、道路管理者と連携して、降雪期前に早めのタイヤ交換等を呼びかけるとともに、検問等により冬季用タイヤなどの必要な装備を装着しない車両の指導取締りを実施するなど、交通事故や大規模渋滞の発生抑止に努めてきたところです。

県警察といたしましては、引き続き、関係機関、団体と連携を強化しながら、降雪期前の広報啓発のほか、交通指導取締りを行い、冬期の交通事故及び大規模渋滞の発生抑止に努めてまいります。

地域医療の確保について

2点目に地域医療の確保について伺います。

新潟県の県立病院は慢性的な赤字体質です。赤字になる主な理由は、診療報酬改定への対応、人手不足による人件費の増加、設備投資の負担、患者数の減少、経営戦略の欠如などが挙げられます。これらが重なると収益性が低下し、継続的な赤字につながります。赤字が続くと、医療サービスの質の低下、職員の離職、地域医療の縮小や閉鎖リスクが高まり、住民の健康を守る体制そのものが脅かされる恐れがあります。その中で新潟県立松代病院も年間4億を超える経営赤字です。松代病院がカバーする、松代、松之山、大島、高柳地域は、高齢化、人口減少の激しい地域であります。このたび病院維持困難のことから県より令和8年度より無床診療所に移行するという方針が示されました。このままでは松代病院に限らず、全県営医療機関は遠からず全滅する方向にあると思います。しかしながら、県立松代病院は、新潟県が行っている「令和6年度信頼される県立病院づくりのための調査」によると、中央病院に次いで2番目に信頼されている病院であることから、既に一部の方から声が上がっておりますが、単純に無床診療所化することには、相当な抵抗があることが予想されます。

あわせて、これまでの松代病院に関しての知事の発言として、「人口減少による患者減少や、医師の不足・偏在の進行など厳しい医療環境において、地域の皆様が将来にわたって安心して医療が受けられるようになるためには、関係者の理解と協力を得ながら、県立病院を含めた医療機関相互の機能分化と連携や、市町村等との役割分担による医療提供体制を構築することが重要であります。今後とも、十日町市等と意見交換を重ねるなど、関係者の理解と協力が得られるよう、丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。」と過去に述べていますが、令和7年3月6日の新潟日報に「松代病院無床診療所へ」と丁寧とは言い難い突発的に記事が掲載されました。翌日の2月定例会、厚生環境委員会における病院局の説明においても「十日町病院の病床稼働数250床に対して、180程度の稼働となっており、70床程度の空きがあるので、松代病院の病床数39床、これもフルになっていないので十分受け入れ可能」との説明がありましたが、その説明を聞いた病院に勤務する医療従事者からは、「単なる数合わせではなく、現場の実情をしっかりと見てほしい」と運営体制の価値観が違う声も多くいただきました。

そこで、私もこれまでに、地域住民にとつても安心して医療を受けることが出来るように、それを担う地元医師会や管内の医療従事者の方々に、魚沼医療圏におけるより良い医療提供体制についてご意見を伺ってまいりました。また、民間で十日町市を中心に広域的な在宅医療サービス設立を目指している方とも連携して、医療従事者、地元住民、各方面の方々にお話を伺い、松代病院の基礎的役割をどうすれば地域の人も安心して医療が提供されるかを調査、分析していただきました。早急に関係者が一同に会してベクトルを合わせ、医療機関を地域の現状に則して、共に創り上げる必要がありますので、以下の点を伺います。

はじめに、松代病院の無床診療所化方針が示されたが、地域の地理的特性や住民の高齢化状況を踏まえると、地域医療の断絶につながる懸念があります。令和5年9月時点で、松代・松之山地域は高齢化率53.1%、要支援・要介護認定者の高齢者が545人、認定率は23.9%と新潟県内の地域別認定率の中でも高く、日常的に医療支援を要する方が多く存在しています。現在、松代病院には39床の病床があり、令和6年度の平均入院患者数は26人/日、病床稼働率は65.8%です。現在の病床稼働率を考慮すれば、病床数の全廃ではなく、3床程度の地域包括ケア病床を維持し、術後や急性期後の一時的

な入院、在宅復帰支援など最低限の入院機能を確保すべきと考えます。救急搬送の時間的リスクや通院負担の軽減、医療への安心感の維持にもつながるため、完全無床化ではなく、最小限の有床診療所としての再設計を求めますが、知事の所見をお伺いいたします。

知事答弁

次に、地域医療の確保についてお答えします。

まず、松代病院の有床診療所化についてであります、松代病院においては、入院患者の減少や高齢化が進んでおり、入院患者の多くが複数の慢性疾患を持つ後期高齢者で、総合的な医療ケアが必要であることなどから、診療科や医療スタッフ等が充実している十日町病院に入院機能を集約することが、人口減少局面においても、持続可能で質の高い医療の提供につながるものと考えております。

また、議員ご提案の有床診療所については、夜間の患者対応のため、相当数の看護職員が引き続き必要になり、現状からの収支改善はほとんど見込めないものと考えております。

このため、松代病院の入院機能を十日町病院に集約し、無床診療所と効果的に連携することで、今後増加が見込まれる在宅医療や高齢者の早期退院支援等の医療ニーズにもしっかりと対応できる医療提供体制の構築を目指してまいります。

次に、松代病院が単独での医療体制を維持するのは限界がある一方、電子カルテや病院内の情報を管理するためのシステムである HIS (Hospital Information System) の共通化による情報連携の円滑化や医療リソースの柔軟な相互補完など十日町病院との機能補完体制を構築することで、医療の質を落とさず効率的な運営が可能と考えます。このような体制を目指し、地域包括ケアシステムを支えるモデル的な診療所として、体制を構築すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

病院局長答弁

十日町病院との機能補完による松代病院のモデル的な診療所としての体制構築についてであります、議員ご指摘のとおり、地域において医療機関の情報連携の円滑化や、医療リソースの柔軟な相互補完をより一層進めることにより、医療機関の機能分化と連携が促進され、質の高い医療の効率的な提供が可能になることから、そのような機能補完の取組は今後ますます重要になるものと認識しております。

このため、松代病院の入院機能の十日町病院への集約にあたっては、今まで以上に両病院間で情報連携の円滑化や医療人材の柔軟な相互補完等を図ることとしており、地域包括ケアシステムを支えるモデル的な診療所となれるよう体制構築を図ってまいります。

次に、松代病院の無床診療所化後の十日町病院への医療機能の引継ぎが検討されているが、魚沼医療圏の信濃川筋における精神科については、JA 新潟厚生連のメンタルケア中条が初診は受け付けていなく、週4日外来を行っている一方で不定期な休診もあることや、延べ患者数も令和5年度は7, 196人、令和6年度は5, 990人と直近3年間を前年対比でみると毎年約17%前後で減少傾向であり、純損益も令和6年度決算で約8, 700万円の赤字であること。そして、松代病院では月1回・要予約の外来にとどまっていますが、延べ患者数も減少傾向にあることから、地元からは、JA 新潟厚生連も経営が厳しいことから、2018年に起きた中条第二病院・老健きたはらのように、いきなり閉鎖等、精神医療体制にも急激な方針転換があるのではないかと不安の声もあります。他にも、精神医療提供体制のあり方として、メンタルケア中条の施設を生かしつつ県と連携してメンタルケア中条に医師の派遣や、メンタルケア中条と松代病院精神科外来の延べ患者数が、近年においては減少率が高いことを受けて、魚沼基幹病院や十日町病院に引継ぎ機能強化したほうが良いなど、様々な声があります。県では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていることは承知していますが、これまでに述べたように精神科の機能強化を求める様々な声が寄せられておりますが、その一つである十日町病院での精神科の引き継ぎ、機能強化を検討できないのか、所見をお伺いいたします。

病院局長答弁

次に、十日町病院における精神科の機能強化についてありますが、松代病院の受け皿となる十日町病院においては、松代病院の入院機能を引き継ぐとともに、人口減少局面でも、今後の地域の医療需要の変化にしっかりと対応し、質の高い医療を提供する体制を整える必要があると考えております。

現在、十日町地域での精神科の外来機能については、松代病院での精神医療センターの医師によるオンライン診療を含む診察のほか、厚生連が運営するメンタルケア中条が担っておりますが、議員ご指摘のとおり、これらの機能を圏域内で安定的に維持していくことは重要な課題であると認識しております。

このため、新潟厚生連をはじめ、地域の医療関係者との議論を重ね、オンライン診療の拡大等も含め、引き続き十日町病院の機能強化について検討してまいります。

次に、現在の県立病院の経営体制は、現場に裁量が乏しく、経営責任と権限の分離が非効率を生んでいます。収支改善には、病院長に中期経営計画策定の権限を付与し、県病院局は支援と評価の立場に立つ現場主導型の経営体制への転換が不可欠であると考えます。例えば、予実管理と改善進捗評価を制度化し、目標達成には一定のインセンティブを与えるなど、現場のモチベーション向上とガバナンスの明確化を同時に実現させ、地域の実情に応じた迅速な経営判断が可能となるよう制度設計の見直しが必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

病院局長答弁

次に、県立病院の経営体制についてありますが、現在の危機的な経営状況から脱却するためには、議員ご指摘のとおり、病院局本庁は支援と評価の立場に立ち、各病院が地域の実情に応じた迅速な経営判断を可能とする取組を一層進めることが重要であると認識しております。

このため、昨年度から取り組んでいる伴走支援の一環として、まずは、病院局本庁が中心となって、各病院と十分な擦り合わせを行いながら収支改善の数値目標や具体的な対策を設定し、進捗管理を徹底する仕組みを導入することとしております。

さらに、各病院においては、現場主導でより自律的に適切な病院運営を行うとともに、職員から経営に対する意識を高めてもらえるよう、今年度新たに診療情報や経営指標を可視化するモニタリングシステムの導入なども積極的に進めることとしており、これまで以上に各病院との緊密な連携のもとでビジョンやミッションの共有化を図りながら、収支改善に取り組んでまいります。

次に、高齢化が進む松代・松之山地域では、十日町病院までの通院や見舞いは、物理的・時間的に大きな負担です。現在、車を運転できない高齢者や免許返納者にとって、松代地域から十日町病院に向かうには、市民バス→電車→徒歩または路線バスという複数の乗継が必要であり、1時間半以上を要するなど、医療機関へのアクセスが困難な高齢者が多く、特に冬季は道路事情も悪化し、医療機関に通う手段が実質的に存在しない状況となっています。現行の公共交通は利便性が低いことから、まつだい駅と十日町病院間を結ぶシャトルバスの運行を実現していただきたいと考えますが、運行には県・市・交通事業者・病院の連携が不可欠であります。県が主体的に関与することで医療アクセスの不平等が是正されると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

知事答弁

次に、松代・松之山地域からの医療機関へのアクセス整備についてありますが、議員ご指摘のとおり、医療提供体制の変更に伴う住民の医療機関への交通手段の確保については、重要な課題であると考えております。

これまでの医療再編においても、再編に伴う医療機関への通院手段の確保については、地域の公共交通を守る地元市町村から既存バスルートの延伸などにより対応していただいていることから、まずは十日町市に対し、松代・松之山地域からの十日町病院へのアクセス整備について対応を検討していただくとともに、県といたしましてもその取組について支援してまいります。

次に、公的支援の縮小が進む中でも財務的持続性を確保することで、地域全体で医療を支える地域主導の持続可能な医療モデルとして、松代病院の再構築を単なるコスト削減にとどめず、県と地域が協働する「地域医療再生モデル」として推進するため、県が主導して地域住民や企業・団体からの寄付を基盤とした「地域医療支援基金（仮称）」を創設することを提案しますが、知事の所見をお伺いいたします。例えば、目標額は初年度で1~5億円規模を想定し、寄付控除や地域ポイント制度などと連動させることで、継続的な基金運用が可能となります。長期的な視点を踏まえ、医療施設の運営には、指定管理者制度やMS法人（メディカルサービス法人）の活用、また広域的には地域医療連携推進法人の立ち上げを検討し、外部監査・ガバナンスを確保することで、財務面の透明性と持続性を高めることが出来るのではないかでしょうか。

県立松代病院の再構築に関しては、これまでに述べた以外にも、訪問診療や訪問看護、また学校医の在り方など様々な課題があります。また、新潟大学と連携してオンライン活用による新たな診療体制と地域のヘルスケア基盤構築も行う前向きな計画もありますが、より良い医療提供体制の構築に向けて、様々な関係者と丁寧に調整をお願いいたします。

知事答弁

次に、地域医療を支援する基金の創設についてですが、議員ご指摘のとおり、地域全体で医療を支える体制は、今後ますます必要となる医療と介護の連携を効果的に進める観点からも、十日町市をはじめ、地域の医療関係者や介護関係者等と丁寧な議論、調整を行いながら、構築していく必要があるものと認識しております。

ご提案の基金の創設については、地域全体で医療を支える体制を持続可能なものとする方策の一つであり、十日町市をはじめとする関係者とともに、先行事例なども踏まえ、他の選択肢も含めて研究してまいります。

教育の諸課題について

3点目に教育の諸課題について伺います。

はじめに、昨年の6月定例会でもさせていただきましたが、中高一貫教育は、6年間一貫した教育活動により高校受検に追われることなく、ゆとりある学校生活の中で一人一人の生徒の個性や能力の伸長を図ることを目指していたはずですが、新潟県立の中等教育学校において、前期課程から後期課程への進学時に辞める生徒が増加し、令和元年度から令和6年度においても入学者数472名に対し卒業者数は380人となっており、92名、約20%が卒業に至らず辞めています。昨年6月定例会で「中等教育学校の存在意義が問われる大きな課題と認識している」と質問させていただきましたが、その後の検討状況や成果についてお伺いいたします。また、我が国の少子化は想定より15年も早く進行しており、本県においては、令和6年度の出生数が1万人を下回っていることから、高校等の再編整備を早期に加速すべきと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

教育長答弁

中等教育学校の検討状況と、高校等の再編整備についてですが、中等教育学校において前期課程修了後に進路変更をする生徒が一定数いる状況は、引き続き課題であると認識しております。こうした状況を踏まえ、それぞのの中等教育学校について、地元自治体との意見交換を継続的に行い、地域の状況や志願状況を検証しながら、そのあり方の検討を進めているところです。

また、高校等の再編整備については、「県立高校の将来構想」に基づき、生徒数が減少する中にあっても、一定規模の学校の配置を維持しながら、魅力ある学校づくりを推進することとしており、少子化の状況も踏まえながら適切に対応してまいります。

次に、昨年6月定例会の私の一般質問で、今後入学を検討している方が希望を持てるような県立国際情報高校の今後のあり方について質問したところ、国際大学との教育交流に関する協定の締結や国際色豊かな交流事業の開始、ケンブリッジ国際認定校化の検討など、グローバル教育の拠点として再生を図るとの答弁がありました。しかし、現状では、駅からの通学バスが廃止され、通学している生徒の保護者からは更に入学希望者の減少を懸念する悲痛の声が上がっています。グローバル教育の拠点としての再生に向けた1年間の取組を伺うとともに、今後の対応についてお伺いいたします。

教育長答弁

次に、国際情報高校におけるグローバル教育の取組についてですが、グローバル教育の拠点校としての魅力を高めるため、公立高校で初めてとなるケンブリッジ国際教育プログラムの導入を目指して取り組んでいるところです。具体的には、本プログラムの担当者や導入校との情報交換を行うとともに、教員の語学力向上に向け、国際大学への研修派遣の準備を進めております。

また、浦佐駅からの通学手段の改善や、現在休止している県立寮や食堂の活用などと合わせ、学校生活の環境整備についても検討を続けているところです。

今後は、本プログラムの具体的な教育内容や教育環境について、県内外に積極的にアピールし、県外の生徒も学びたくなるような、魅力ある学校づくりに向けて取組を進めてまいります。

農業政策について

4点目に農業政策について伺います。

はじめに、近年、農業分野におけるカーボンクレジット創出の取組が注目されており、とくに農地に施用するバイオ炭は高い炭素固定効果を持ちます。農林水産省や独立機関による検証では、1ヘクタール当たり約3トンのCO₂吸収効果があるとのことです。そのように、バイオ炭は高い炭素固定効果を持つことから、バイオマス発電所等から発生するバイオ炭の農業での活用を進めることで、脱炭素化の推進や地域資源の循環利用にもつながると考えますが、本県での取組状況と今後の対応についてお伺いいたします。

農林水産部長答弁

バイオマス発電所から発生するバイオ炭の農業での活用についてであります、県内ではバイオマス発電所が5か所稼働しており、このうち2か所でバイオ炭が製造され、一部の農業者から試験的に活用されております。

地域の未利用資源を活用したバイオ炭を農地に施用することは、カーボンゼロの実現や地域資源の循環利用に繋がる有効な取組ですが、現時点では事例が少なく、農作物栽培への影響や効果が確認できていない状況にあります。

このため、県といたしましては、JAや大学、肥料会社等が連携して取り組んでいる、バイオ炭による水稻栽培での土づくりを実証する事業をサポートするとともに、その効果を確認しながら利用拡大を進めてまいります。

また、バイオ炭製造を希望する事業者や、活用を志向する農業者に対し、国の支援制度等を情報提供してまいります。

次に、「食料・農業・農村基本計画」では、初動5年を構造改革の集中期間と位置づけていますが、新潟県における、ほ場整備の要望は年々増加していますが、現状では整備予算が要望に追い付いていません。そして、本県の整備未了面積は約5.2万haで全国1位であります。

国に対し、予算の重点配分や特別な財政措置の設定を求めるとともに、県が地域別の整備時期や予算配分の見通しを明確に示し、計画的に整備を進める必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

農地部長答弁

ほ場整備予算にかかる国への要望についてであります、本県の財政状況と農地整備状況を踏まえ、5月末に国に対して、地方財政措置の手厚いほ場整備予算の重点配分及び地方財政措置の充実・強化を要望したところです。

また、計画的な整備につきましては、農家の高齢化や減少を背景に整備要望が急激に増加していることに加え、近年の物価高騰、さらには複雑な地形条件のため想定外の工事が必要になるなど、地域別の整備時期などを明確に示すことは難しい状況ですが、関係者との丁寧な情報共有を図り、できる限り計画的に整備を進めたいと考えております。

次に、新潟県の中山間地域や豪雪地域では、厳しい自然条件により農作業期間が限られ、他地域に比べて農業効率や収益性の確保が難しい状況にあります。特に、小区画で排水不良の農地が効率的な農業の支障となっており、これらの課題を解決するためには、ほ場整備事業を加速させ、農地の効率的利用を早期に実現する必要があります。進捗が遅れれば遅れるほど、平場の地域よりも離農者が加速して増えることは想定できます。そこで、中山間地域等を重点地域として指定し、特別枠の創設などにより優先的に整備を進めるべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

知事答弁

次に、農業政策についてお答えします。

まず、中山間地域等のほ場整備についてであります、議員ご指摘のとおり、中山間地域では平場地域と比べて、地形的条件等により農業生産条件が大変厳しいことから、収益性の確保が難しいと承知しております。

本県の中山間地域の耕地面積は県全体の約4割ですが、直近5か年は、ほ場整備の約5割を中山間地域で実施しており、平場との生産条件の違い等に一定程度配慮しているところです。

財政状況が厳しい中、県といたしましては現時点で重点地域の指定や特別枠の創設までは考えておりませんが、引き続き中山間地域のほ場整備を積極的に進めてまいります。

次に、圃場整備に対して、耕作者として抱く不安は多岐にわたります。圃場整備工事が当初計画通りに完了するのであれば、農業経営にも一定の見通しが立ちます。しかし、現実的には整備期間が延長することが多く、営農計画の立案が困難になります。当初計画して用意した各種農機具の老朽化は進み、更新や設備投資、資材購入といった将来的な投資判断もできないという想定外の将来への投資不安・不透明さは、農業者の離農要因にもなり得ます。

そこで伺います。ほ場整備事業の長期化により担い手への農地集積・集約が進まず、農業者の離農要因となることから、整備期間中の収入補填や営農再開を見据えた基盤整備期間が延長しても、安心して完了を待てる中長期的な支援が必要と考えるが、知事の所見をお伺いいたします。

知事答弁

次に、整備期間中の収入補填や営農再開を見据えた中長期的な支援についてであります、ほ場整備の関係農家に対する個別の収入補填は一般的に行われておらず、現時点では難しいものの、担い手への農地集積・集約化の状況等に応じて農家の事業費負担を軽減するなど、営農継続への支援を行ってきたところです。

今後も、要望の多いほ場整備事業について可能な限り進捗を図り、担い手が将来に渡り安心して耕作が続けられるように、計画的に事業を進めてまいります。

次に、米依存からの脱却と農業の高収益化を図るうえで、園芸作物の導入促進は不可欠であると考えます。ほ場整備に合わせて、施設園芸と再生可能エネルギーの連携支援を行うことで、冬季の安定生産や雇用創出につながります。エネルギー自給型の栽培施設はカーボンニュートラルの先導事例としても活用できることから、こうした複合整備を目指し、農業が地域脱炭素と地方創生の中核となる全国モデルを新潟から発信すべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

知事答弁

次に、再生可能エネルギーを活用した施設園芸の推進についてありますが、農業所得の向上や冬季の安定生産、雇用創出を図るために、施設園芸の導入は有効な手段であり、その導入に当たり、燃油価格の高騰や脱炭素への対応が求められる現状を踏まえれば、国内で調達可能な再生可能エネルギーの活用を進めていくことが重要と考えております。

県内では、地中熱を熱源としたヒートポンプやもみがら等のバイオマス燃料の導入事例があるものの、導入経費や採算性の面などから取組は限定的なものとなっております。県といたしましては、民間の知見や研究成果等を農業者へ情報提供するとともに、収益向上に向けた指導助言の実施と併せ、機械・施設の導入支援を行うことで、再生可能エネルギーを活用した施設園芸のモデル創出を図ってまいります。

次に、コメ作りをはじめとする農業には初期投資が大きく、自然環境による不安定さも加わり、リスクヘッジや収入保障の仕組みがなければ新規就農は進みません。農業の担い手不足が深刻化する中、若い世代が安心して就農できるよう、初期投資や経営リスクを軽減し、農業の安定性を高める必要があります。そのためには、農地や農機具、農薬などを一括で提供し、資金調達や技術支援まで行う新たな組織を県が主導して官民連携で構築すべきと考えますが、知事の所見をお伺いします。

知事答弁

次に、若い世代が安心して就農できる環境整備についてありますが、若い世代の新規就農者は、資金力が乏しく、栽培技術が未熟な場合が多いことから、経営リスクを低減する必要があると考えております。

このため、県では、市町村やＪＡ等と連携して地域の受入体制を整備し、資金支援や技術指導、農地のあっせんに加え、初期投資の軽減に向けた低利融資やリース機械の活用を推進しているところです。なお、議員ご指摘の官民が連携した新たな組織の構築については、支援対象や組織体制、必要な資金の確保など、様々な検討事項や課題があることから、関係機関・団体の意向もお聞きしながら、その実現性について研究してまいります。

新潟県は現在、財政の厳しさや人口減少の加速といった深刻な課題に直面しております。しかし、だからこそ今、「やめる、できない理由」ではなく、県民のために「今ある環境の中で何がやれるか、できるか」という前向きな発想に立ち、県民の生活を少しでも良くするという気概を持って行政運営を行うべきであります。限られた財源を最大限に活用し、効果的な政策の選択と集中を図るとともに、様々な立場の方々と連携して、現場の声にも真摯に耳を傾け、現実的な調整を積み重ねることが必要です。

人口減少の時代であっても、誰もが安心して暮らし続けられ、外からも訪れたくなるような魅力ある地域をつくることは決して不可能ではありません。だからこそ、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の実現に向け、県民とともに希望を共有できる県政運営を強く期待しております。知事におかれでは、今ある課題に真正面から向き合いながらも、前向きなリーダーシップをもって、未来に誇れる新潟県の創造に力強く取り組んでいただきますようお願い申し上げ、私からの一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。